

国立大学法人大分大学における期間の定めのある労働契約に関する規則

平成25年3月26日制定

平成25年規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第4条第2項に定める職員のうち、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結する職員（以下「有期労働契約職員」という。）の契約期間に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則において「有期労働契約職員」とは、次の各号に掲げるいずれかの規則が適用される者をいう。

- (1) 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）
- (2) 国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号）
- (3) 国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則（平成25年規則第24号）
- (4) 国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号）

(有期労働契約の契約期間)

第3条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）と締結する有期労働契約職員の契約期間の通算は、5年を超えることはない。

- 2 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）第5条第1項により期間の定めのある労働契約を締結した者又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2の規定の適用を受けると認める者（以下「特例対象者」という。）については、前項の規定中「5年」とあるのは「10年」と読み替えて、これを適用する。
- 3 第1項に規定する契約期間には、前条各号に規定する規則に定める休暇、休業及び休職等の期間を含むものとする。
- 4 任期法第7条第2項又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2第2項に規定する当該大学に在学している期間は、第2項に規定する「10年」には含まないものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(有期労働契約の契約期間の通算)

第4条 有期労働契約職員が、契約期間が終了した場合において次の有期労働契約を締結しようとするときは、当該契約期間が終了した日から6月以上経過しなければならない。この場合において、終了した有期労働契約の契約期間は、次の有期労働契約の契約期間に通算しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、大分大学に在学している間に法人との間で有期労働契約を締結した者については、6月を経過することなく、特例対象者としての新たな有期労働契約を締結することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該有期労働契約職員と法人との労働契約期間が5年を満了することなく終了した場合は、当該契約期間が終了した日から6月を経過することなく、新たな労働契約を締結することができるものとする。この場合において、当該有期労働契約の契約期間は、当初採用した日を起算日として通算5年を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、特例対象者については、前項の規定中「5年」とあるのは「10年」と読み替えて、これを適用する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日から引き続き労働契約を締結している者の労働契約期間の取扱については、学長が個別に定めるものとする。

附 則（平成25年規則第19号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第28号）

この規則は、平成25年12月25日から施行する。

附 則（平成27年規則第1号）

この規則は、平成27年2月23日から施行し、改正後の第3条第2項及び第4項の規定は、平成25年4月1日からこの規則の施行日前日までの間の日を有期労働契約の契約期間の初日とするものに係る契約期間についても適用する。

附 則（平成28年規則第7号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から同年9月30日までに退職した職員については、当該職員が平成28年4月1日以降に退職したものとみなし、改正後の国立大学法人大分大学における期間の定めのある労働契約に関する規則第4条第1項の規定を適用する。
- 3 平成27年10月1日から平成28年3月31日までに退職した職員については、平成28年4月1日以降6月を経過した日において退職したものとみなして、順次改正後の国立大学法人大分大学における期間の定めのある労働契約に関する規則第4条第1項の規定を適用する。

附 則（平成29年規則第1号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに退職した有期労働契約職員が新たに法人と労働契約を締結する場合は、改正後の国立大学法人大分大学における期間の定めのある労働契約に関する規則の規定を適用する。

附 則（平成31年規則第6号）

この規則は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和元年規則第3号）

この規則は、令和元年5月13日から施行する。